（業務の廃止等の届出）

第二十一条　全国通訳案内士が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、当該全国通訳案内士又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一　業務を廃止した場合

二　死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合

三　法第四条第一号に該当するに至つた場合

（登録の取消しの通知等）

第二十二条　都道府県知事は、法第二十五条の規定により全国通訳案内士の登録を取り消し、又は全国通訳案内士の名称の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を登録の取消し又は名称の使用の停止の処分を受けた者に通知しなければならない。

2　法第二十五条の規定により全国通訳案内士の登録を取り消された者は、前項の通知を受けた日から起算して十日以内に、登録証を都道府県知事に返納しなければならない。

（登録簿の登録の訂正等）

第二十三条　都道府県知事は、第二十一条の届出があつたとき、法第二十三条第一項の規定による届出があつたとき、又は法第二十五条第一項若しくは第二項の規定による全国通訳案内士の登録を取り消し、若しくは全国通訳案内士の名称の使用の停止を命じたときは、登録簿の当該全国通訳案内士に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該全国通訳案内士の名称の使用を停止した旨を登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

（法第三十条第一項の国土交通省令で定める期間）

第二十五条　法第三十条第一項の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

（登録の申請）

第二十六条　法第三十五条（法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定により法第三十条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、観光庁長官に提出しなければならない。

一　登録を受けようとする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録を受けようとする者が研修業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする者が研修業務を開始する日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　登録を受けようとする者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名及び経歴を記載した書類

（登録の抹消に関する届出）

第二十一条　法第二十五条第二項の規定により同条第一項第一号から第三号までの規定のいずれかに該当することとなつた旨の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録抹消事由届出書に登録証を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名及び住所

二　通訳案内士の氏名及び住所（その相続人が届出をする場合に限る。）

三　登録番号及び登録年月日

四　該当することとなつた抹消の事由及びその期日

2　前項に規定するもののほか、法第二十五条第一項第二号又は第三号（法第四条第一号に該当する場合に限る。）に該当することとなつた旨の届出をしようとする場合には、前項の届出書にその旨を証する書面を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の届出をしようとする者又はその代理人に係る都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

（登録の抹消の通知等）

第二十二条　都道府県知事は、法第二十五条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は法第二十六条の規定により通訳案内士の登録を抹消したときは、その旨を登録の抹消の処分を受けた者に通知しなければならない。

2　前項に規定する者（法第二十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、前項の通知を受けた日から起算して十日以内に、登録証を都道府県知事に返納しなければならない。

（登録簿の登録の訂正等）

第二十三条　都道府県知事は、法第二十三条第一項の規定による届出があつたとき、又は法第二十五条第一項の規定により通訳案内士の登録を抹消したときは、登録簿の当該通訳案内士に関する登録を訂正し、又は消除した旨を登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正又は消除の理由及びその年月日を記載するものとする。

（新設）

（新設）